

京都府建築物耐震改修促進計画の改定について

住宅・建築物の耐震化に係る目標や施策を定めた「京都府建築物耐震改修促進計画（平成 28～令和 7 年度）」について、計画期間が半分経過し、耐震化の現状等を把握するための住宅・土地統計調査の結果が公表（5 年に一回）されたことを受け、令和 2 年度に下記のとおり改定を行いました。

記

1 改定の考え方

- (1) 住宅の耐震化率は、最新の統計データから現状値を算出し目標値を検証
- (2) 多数の者が利用する建築物については、特に耐震化の重要性が高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化して目標設定
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果の報告期限を、コロナ禍の影響を踏まえ延長

2 改定の概要

- (1) 住宅の耐震化率の目標（令和 7 年度 95%）を現行計画のまま据え置く。
〔平成 30 年約 87%〕
- (2) 耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物）の耐震化率の目標を令和 7 年度 90%とする。〔令和 2 年約 81%〕
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物の所有者である事業者等から、新型コロナの影響による耐震診断結果の報告期限延長の要望を受け、令和 3 年 12 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日に期限を延長する。